

# 1. 最近の税制に関する主な動き

対象	課税強化	課税緩和
個人	富裕層	低所得者層
法人	大企業	中小企業

税制改正の方向性  
 法人税は、国際競争力を高めるために減税、住宅関連税制は減税幅を縮減、それ以外については増税(所得、資産、消費のいずれも)という方向性です。

担税力	課税	方向性
所得(個人)	↑(強化)	富裕層直撃
所得(法人)	↓(緩和)	企業優遇
資産	↑(強化)	富裕層直撃
消費	↑(強化)	下記参照

消費課税の方向性  
 平成26年4月に8%、平成27年10月に10%へ税率引き上げ  
 軽減税率の導入は10%時に導入と実施年月は明示せず

## 2. 平成26年度税制改正大綱の概要

No.	テーマ	改正項目	主な効果
	法人課税	復興特別法人税の1年前倒し廃止(平成26年4月1日以後事業年度より廃止)	↓(減税)
	法人課税	交際費課税の軽減(大企業も飲食支出の50%損金算入可)	↓(減税)
	事業承継税制	医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予等の創設	↓(減税)
	景気活性化	設備投資促進税制(生産等設備の特別償却、税額控除)	↓(減税)
	景気活性化	賃上げ促進税制(税額控除について要件の一部緩和)	↓(減税)
	中小企業税制	少額減価償却資産(取得価額30万円未満)の全額損金、必要経費2年延長	(延長)
	消費課税	消費税の簡易課税制度の見直し(みなし仕入率の引下げ)	↑(増税)
	自動車関連	自動車取得税の軽減(消費税率8%時に軽減、10%時に廃止)	↓(減税)
	自動車関連	軽自動車税の見直し(平成27年4月以降の新車(自家用)は1.5倍へ)	↑(増税)
	個人所得課税	給与所得控除の見直し(一定の年収の者は段階的に控除縮小)	↑(増税)
	資産課税	特定居住用財産の特例見直し(譲渡対価要件が1.5億円までから1億円までへ)	↑(増税)
	資産課税	取得費加算の特例の見直し(土地等を譲渡した場合の限度額縮小他)	↑(増税)
	資産課税	ゴルフ会員権等の譲渡損失制限(損益通算不可)	↑(増税)
	投資活性化	NISA制度の要件緩和(非課税口座の金融機関を変更可能とする)	利便性up